



Brexit - the next steps?

**Briefing pack for the
Insurance sector
June 2016**



離脱および交渉プロセス

離脱プロセス

- **離脱派勝利:** 離脱 51.9%、残留 48.1% - 2016年6月23日に行われた国民投票の結果、英国はEU離脱を決定しました。
- **前例なし:** これまで英国ほどの規模の国がEUを離脱するという前例はありませんが、リスボン協定50条はEU加盟国が離脱を希望した場合のプロセスについて規定しています。
- **50条:** 50条は、離脱を希望する国が欧州理事会に離脱の意図を通告したのち、2年間の交渉期間を認めています。
- **タイミング:** 離脱の意図を通告するタイミングについては期限は設定されていないため、離脱プロセスが2年以上におよぶ可能性があります（2年の交渉期間はEU加盟国の全会一致で延長することも可能）。
- **新首相:** デビッド・キャメロン首相は10月までに辞任する意向を表明しており、50条の発動時期は次の首相が決定するとしています。

交渉プロセス

- **レバレッジ:** 時間を置くことにより英国は政治的な安定を取り戻すことが可能となります。しかし、英國との交渉をすぐにでも開始したいEUの反応は不明です。50条の発動を引き延ばすことが交渉のためのレバレッジとみなされる可能性があります。
- **新首相:** 次の首相は保守党（英国の与党）から選出されます（下院に所属する保守党議員により2名に絞られた候補者の中から全保守党員による投票で選出）。
- **Brexitについて議会の過半数の賛同は得られず:** 下院でBrexitを支持したのは全政党から約150名でした。これは法案の可決に必要とされる過半数の314を下回るため、「Brexit法案」が議会で可決されない可能性があります。
- **総選挙の前倒し:** 「Brexit法案」の失敗が政府への不信につながり、総選挙が前倒しで実施される可能性があります。
- **野党:** 労働党（英国の最大野党）は党首に対する不信任動議を提出しました（この結果は現時点では不明）。
- **交渉における選択肢:** 概して、交渉プロセスについては不透明のままであります。今後のEUとの関係に関する4つの主な選択肢については次ページで概説しています。

今後のEUとの関係に関する選択肢

50条が適用された前例は無く、英国とEUの今後の関係がどのようなものになるかは不確実な状況です。

英国とEU双方が恩恵を受けられる形で合意に至る必要があり、今後のEUとの関係に関する選択肢は大きく分けて以下の4つと考えられています。



Brexitのタイムラインとプロセス

各企業はBrexitにどのような 国民投票リスクと機会があるか評価し、2016 6月適切に備える必要があります。

英国がEUから完全に脱退
(国民投票直後から離脱プロセスを開始したと仮定)



	2016	2017	2018
英国離脱の条件を定義		英国とEUの今後の関係の内容・性質を決定	
直接的な影響		EU離脱の投票結果直後から経済的不確実性が生じており、離脱の具体的な条件が打ち出されるまで続く可能性がある	
変化の影響			EUの各規制産業は従来とは異なる規制環境に直面する可能性 EUの単一市場へ将来的にどのような形でアクセスできるかを定める条件は、現在EUから恩恵を受けている企業へ影響を与える可能性がある
離脱条件の不確実性		50条と2年間の猶予期間は、英国政府がEUに離脱を通知した段階で発動されるが、離脱の条件に関する交渉が完了するまでの間、延長される可能性もある – 市場の不確実性が2年以上続く可能性も	

影響を受ける領域

EUの4つの基本的自由：移動の自由

人

EU圏内における
居住と労働の自由



サービス

クロスボーダーでの
サービス提供の自由



資本

域内の資本移動に
制限無し



物品

域内の移動障壁
ないし関税無く、
物品の自由な移動



各企業に及ぼす影響は、4つの自由から恩恵をどの程度受けていたか、またその従来の恩恵がBrexitによって今後どのように影響を受けるかによって決まります。英国とEUの関係が今後どのような形となるか不確実な現時点において、2点目の影響について明言するのは困難です。

サービス、資本および人の基本的自由に関してBrexitが与える影響は、金融機関に重要な影響を及ぼし得る領域と言えます。規制、法務、税務、労務、経済的側面において、Brexitの影響を評価するにあたって考慮すべき事項を次ページ以降でまとめています。

離脱の影響 – 4つの自由

サービスの移動の自由および設立の自由の喪失

英国企業は今後は他のEU加盟国において「パスポート権」を認められなくなり、EU企業はUKに対して「パスポート権」を行使できなくなる可能性があります。新しいライセンスについて交渉するか、あるいは新たなビジネス構造を採用する必要があります。英国のEU諸国に対する金融サービスの純輸出額は大きく、今回の離脱を受けてビジネスが他国に移動してしまうリスクがあります。

資本の移動の自由の喪失

国境を越えて自由に資本を移動することが認められなくなった場合、金融機関はユーロ圏にある別の拠点に移動する可能性があります。ただし、交渉結果にかかわらず資本が影響を受ける可能性もあり、英国の巨額の財政赤字を埋めるために必要な資金の流入が止まることによって、ポンド安、高インフレ、利上げなどにつながる可能性があります。

人の移動の自由の喪失

Brexitにより英国へ自由に出入りする権利が失われる可能性があります。これは他のEU加盟国に住み、働いている英國国民や、英國に住み、働いている他のEU加盟国の国民に影響を及ぼします。その結果、英國ビジネスによる有能な人材へのアクセスが制限されてしまい、既存の従業員たちに混乱をもたらす可能性があります。

二次的影響

為替相場の変動（およびヘッジ戦略への影響）、格付への影響（英國の格付およびそこから派生する影響）とそれに伴う借入コストの増加、資本・債券市場の変動、ユーロ決済サービスへのアクセス、さまざまな変化への規制当局の対応能力、2度目のスコットランド住民投票等、二次的な影響は多岐に渡ります。投票前や投票直後に一部の影響は既に表れ始めています。

重要なエリア その1

パスポート権



パスポート権は今後も存続するか？ その場合はどのような形式で？

ヨーロッパでの保険ビジネスの規模は？

「ナチュラル・ヘッジ」（例：EU内の別拠点）を行っているか？

新しい規制要件に準拠するために事業を別のエリアに移動する必要があるか？

移民



従業員に何名のEEA国民が含まれるか？

今後も人が英国に残ること、または自由に移動することができるか？

EEA国籍の従業員は現在の雇用戦略の中でどの程度重要か？

状況の変化について、該当する従業員といつ、どのように話し合いをする予定か？

テクノロジー



グループの重要なテクノロジーの要件は？

どこにITの拠点を置いているか？

それを変える必要があるか？ その場合の影響は？

コンタインジエンシープランはあるか？

ビジネス・オペレーティング モデル



現行モデルのまま業務を継続できるか？

どのような追加資本が必要になるか？

規制当局が何を要求するか？

今後もすべての顧客と取引を継続できるか？

投資ポートフォリオ



金利や信用スプレッドの変動により貴社の投資はどの程度の影響を受けるか？

為替や市場の変動によりどのような影響を受けるか？

これらの変動が貴社の資本に及ぼす影響は？

保険セクターはEU離脱の影響について慎重に検討することが求められており、業界内ではさまざまなアプローチが取られていますが、大きく分けて10の重要なエリアについて検討する必要があると考えられます。すべてのグループに該当するわけではありませんが、各エリアにおける影響について個別に検討していく必要があります。

重要なエリア その2

プライバシー & データ



顧客への影響



法律



マクロ的因素



その他



データ保護への対応方法は？

クロスボーダーのデータ転送について今後どのように取り扱う予定か？

EU離脱により大きな影響を受ける大口顧客はいるか？

最も影響を受けるビジネスラインは？

今後もグローバルベースまたはEU全体を対象とする保険契約の引受けを継続できるか？

契約書や保険証書を修正または作成し直す必要はあるか？

影響を受ける重要な契約はどれか？

クロスボーダーでビジネスを行っている場合の影響は？

膨大な法律の改正にどのように対応するのか？

英国債の格付が引き下げられた場合、貴社への影響は？

為替変動による影響は？

EU離脱後に輸入インフレが起こる可能性は？

経済への短期的な影響は？

市場や格付機関とコミュニケーションをとる必要があるか？

離脱後、コーポレートガバナンスへの変更が必要か？

保険規制の概要

英国を含む各国の規制当局が規制環境を複雑化し、保険会社、ブローカー、その他の金融サービス会社はビジネスモデルの変更を余儀なくされています。Brexitにより、英国の金融サービス・グループは今後EU規則に準拠する必要が無くなる可能性もありますが、当ページでは、グループが検討すべき規制環境に関する以下のテーマについて、いくつかの視点を提供しています。

法体系

- Brexit後にクロスボーダーの法体系がどのように変化するかは不明です。今後第三国に対して英国におけるパスポート権が認められなくなる場合、これらの法体系の状況が欧州内の非EU保険会社の拠点、市場やビジネスチャンスの場所を決める事になるかもしれません。
- Brexitの結果、英国内でユーロの決済業務が出来なくなった場合、英国は世界の金融ハブとしての地位を失う可能性があります。

ユーロ市場の変化

- 英国市場が回復できるかどうかは、FX市場が徐々に欧州へ移動してしまう可能性などの市場リスクに対してどのように対処できるかによって決まります。

EUとの貿易条件

- Brexit後は、EUに対する輸出量に変化が起きる可能性があります。またEUとの輸出入に関税が課されるリスクも、保険会社の顧客に影響する可能性があります。
- 英国は、EUでの事業活動を望む英国金融機関に影響する法案に関与することができない可能性があります。

コーポレートガバナンスへの取組みの相違

- コーポレートガバナンスについては、EUに比較し英国の方が積極的に導入を進めているため、Brexit後に変更される可能性は低いと考えられます。今後は英国とEUの会社で取扱いが異なる可能性もあります。

貿易条件

- EUとの輸出入に関税が課されるリスクは、保険会社の顧客に影響する可能性に加え、経済や市場の健全性にも影響する恐れがあります。

国際的な規制基準への準拠

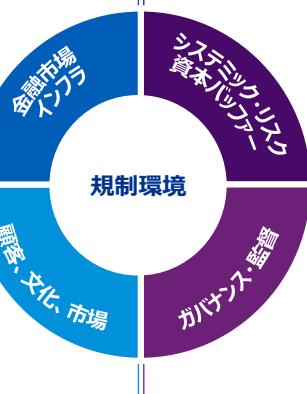
- 概して、英国の金融安定化を図るための規制はG20とFSBのグローバルスタンダードに基づいて策定されています。そのため、Brexitによる英国の規則への影響はそれほど大きくないと考えられます。

より厳格な健全性規制へのアプローチ

- 資本面では、PRAが定める資本要件に大きな注目が集まっています。

より厳格な英国の規制についてEUから異議を唱えられることはない

- 英国特有のルールや既に実施されている国内の改革法についてはBrexit後も変更されることないと考えられます。

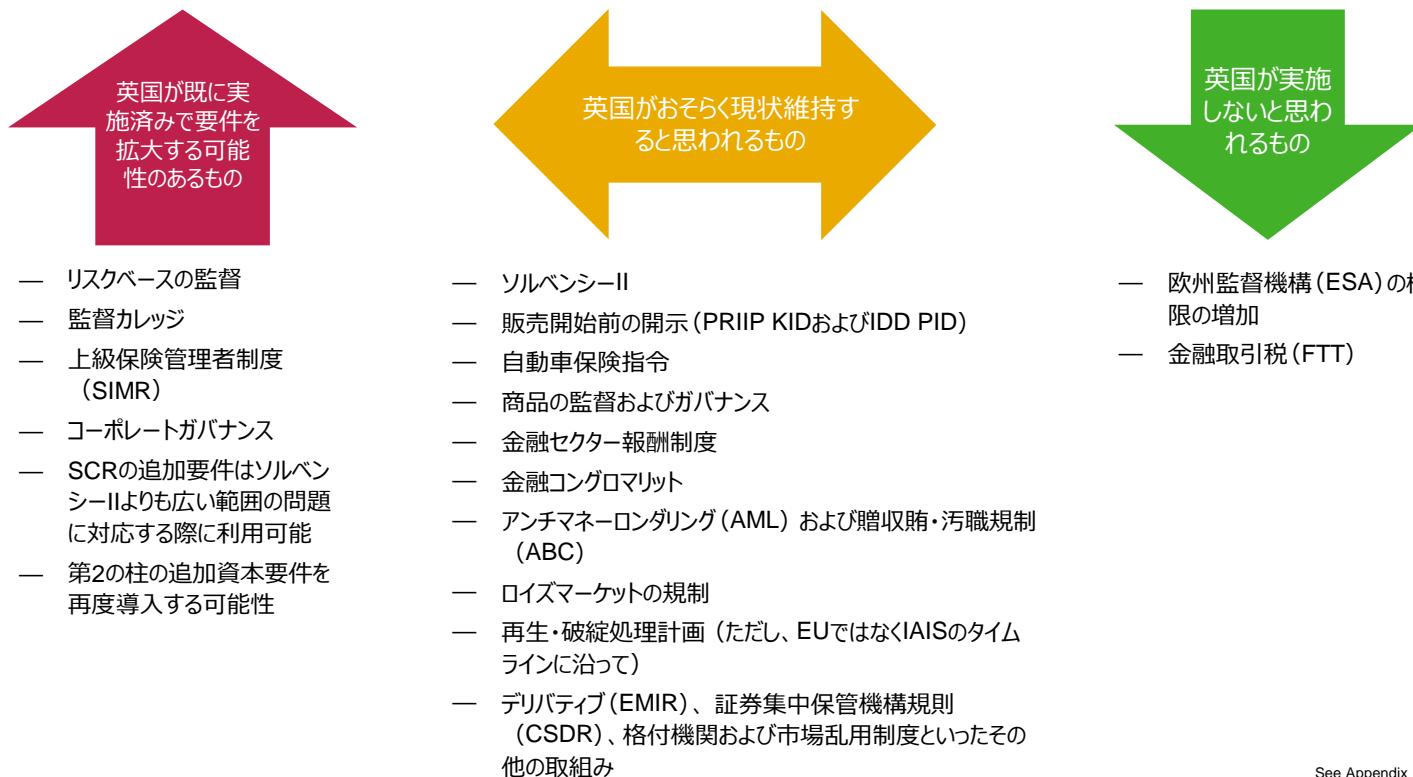


PRA/FCAはEUよりも厳格

- PRAの要件はEUよりも厳しいため、英国の保険会社がEU離脱後の資本要件について懸念する必要はないと考えられます。

重要な保険規制へのBrexitの影響

これまで英国はいくつもの欧州の保険規制の改正に影響を及ぼしてきました。例えば、ソルベンシーIIは英国の自己資本規制に影響を受けており、EIOPAはFCAのコンダクト・フレームワークに含まれる取組み（商品の監督およびガバナンスに関するガイドライン、携帯電話保険に関する報告書、支払保障保険に関する意見書等）を採用しています。従って、英国の法律や規制当局のアプローチはBrexitにより大きな影響を受けることはないとみられます。パスポート権の喪失によるビジネスへの影響は大きなものになると考えられます。



See Appendix 1 for further analysis.

英国は重要な国際的基準に今後も準拠する必要がある

保険監督者国際機構(IAIS)は、加盟国が遵守すべき国際的な基準およびガイドラインを策定しています。これらは国際的に保険監督機能を強化する目的で独自に策定するものと、金融安定理事会(FSB)の要件に遵守する目的で策定されるもの(グローバルにシステム上重要な保険会社(G-SII)の監督の強化に関連するもの等)があります。国際通貨基金(IMF)によるネガティブなコンプライアンス評価を避けるため、英国は今後もその要件に準拠する必要があります。

	健全性規制	行為規制	金融安定化措置	ガバナンスおよび監督
国際的基準	IAIS <ul style="list-style-type: none">— 保険基本原則(ICP)の多くが健全性規制に関連するもの— 国際的に活動する保険グループの共通のフレームワーク(グローバルな保険資本基準(ICS)を含む)	IAIS <ul style="list-style-type: none">— ICP 19 (行為規制)、ICP 21 (保険不正の対策)および ICP 18(仲介者)	IAIS G-SIIパッケージ <ul style="list-style-type: none">— 監督の強化— 戰略的リスク低減計画— 流動性管理の強化— 再生・破綻処理計画— 危機管理グループ	IAIS <ul style="list-style-type: none">— ICP 5(個人の適格性)、7(コードガバナンス)および 8(リスク管理および内部統制)— ICP 3、23、25および26はグループ全体の監督および監督協力に関連するもの
EU 法	ソルベンシーII <ul style="list-style-type: none">+ 欧州委員会による委任規則+ 施行規則+ EIOPAガイドライン+ 外部監査に関するEIOPAノート	保険販売指令 (IDD) <ul style="list-style-type: none">+ EIOPAによる商品のガバナンスおよび監督に関するガイドラインパッケージ型個人向け保険ベース投資商品 (PRIIP)+ 共同委員会が規制実施基準の草案を作成		Solvency II 施行規則 <ul style="list-style-type: none">+ EIOPA ガイドライン
英国規則	PRA <ul style="list-style-type: none">— 英国で導入されているソルベンシーII— ソルベンシーIIの対象外の保険会社向けルールブック— 限定された英国特有の解釈指針およびガイドンス— ソルベンシーIIレポートに対し監査が必要とされる見込み	FCA <ul style="list-style-type: none">— EIOPAより先を行く対応— 保険販売規制は仲介者のみでなく保険会社にも適用済み— 個人向け金融商品販売改革および独立アドバイス— 潜在的な消費者への不利益を特定するためのテーマ別レビュー— 金融オンブズマンサービス	PRA <ul style="list-style-type: none">— 英国のG-SII 2社に対してG-SII措置の適用— 他の保険会社への対応に関する原則8(必要が生じた際に秩序だって破綻処理し、重要なサービスの中止を最低限に抑えることができるよう破綻処理に備える)に関するガイドンスがほとんど存在しない	<ul style="list-style-type: none">— 役職員承認制度(APR)— SIMRおよび個人の説明責任— オーカーレビューの導入

従業員および雇用主への大きな変化の可能性

移民

離脱条件や、英国が国内法に戻すか否かによって影響は変わってきますが、英国で働いているもしくは留学している（またはそれを希望する）EU加盟国の国民に影響があります。

EEA加盟国の国民が英国に残るために必要となる変化のコストと、将来の雇用計画における要素を満たす必要があるという点において、雇用主へも影響を与えます。

現在英国で勤務または居住している EEA加盟国の国民が、永住権を取得するまでの経過的な取り決めについてはまだ不明です。また永住権の申請に必要な居住期間に満たない場合、出国しなければならないのかどうかといった対応についても明らかになっていません。

その逆のパターンで現在EEA域内に居住または勤務している英国国民にとっても同様の懸念が生じています。

定着している雇用法は維持される可能性大

多くの英国雇用法はEU法で強制される前から導入されています（例：差別禁止法は現在は2010年平等法に盛り込まれています）。英国の雇用に関する権利の中にはEU法よりも進んでいるものもあります（男女共同育児休暇のような家族の権利等）。EU法に準拠するために導入された英国法の多くは既に定着しており、雇用主、従業員、労働組合から高く評価されています（有給休暇の権利等）。雇用の平等および保護の改善が政治的課題であることを考えると、Brexitによりこれらを廃止することは物議を醸すことになると考えられます。

不人気の法律は改正される可能性あり

休日手当 – 休日手当導入の評判は高くなく、例えは、病気休暇中も休暇の積立継続を認めるというECJの決断は、多くの雇用主にとって好ましいものではありません。休日手当に関する最近の決定によりコストが増加し、多くの雇用主は欧州原則に基づいて通常の給与を支払う義務を回避したいと考えています。

TUPE – TUPE (Transfer of Undertakings (Protection of Employment))に基づく従業員の保護は企業にとって負担となり、事業譲渡後の従業員の融和を図ることが困難になる可能性があります。政府は TUPE法を完全に廃止することはしないまでも、形式的な手続を減らし、規定を緩和することで事業主にとって事業譲渡やアウトソーシングに関する柔軟性が増すように対応する可能性があります。

派遣労働者 – 12週間同じ職務を遂行した派遣労働者に対して12週間を経た初日から正社員と同じ権利（給与も含む）を認めることを規定した2010年派遣労働者規則も評判は高くありません。この規則は導入されて比較的日が浅いことから、政府がこの規則を撤回する可能性も高いと考えられます。

自動的に与えられていたEU加盟国での労働権は今後認められない可能性あり

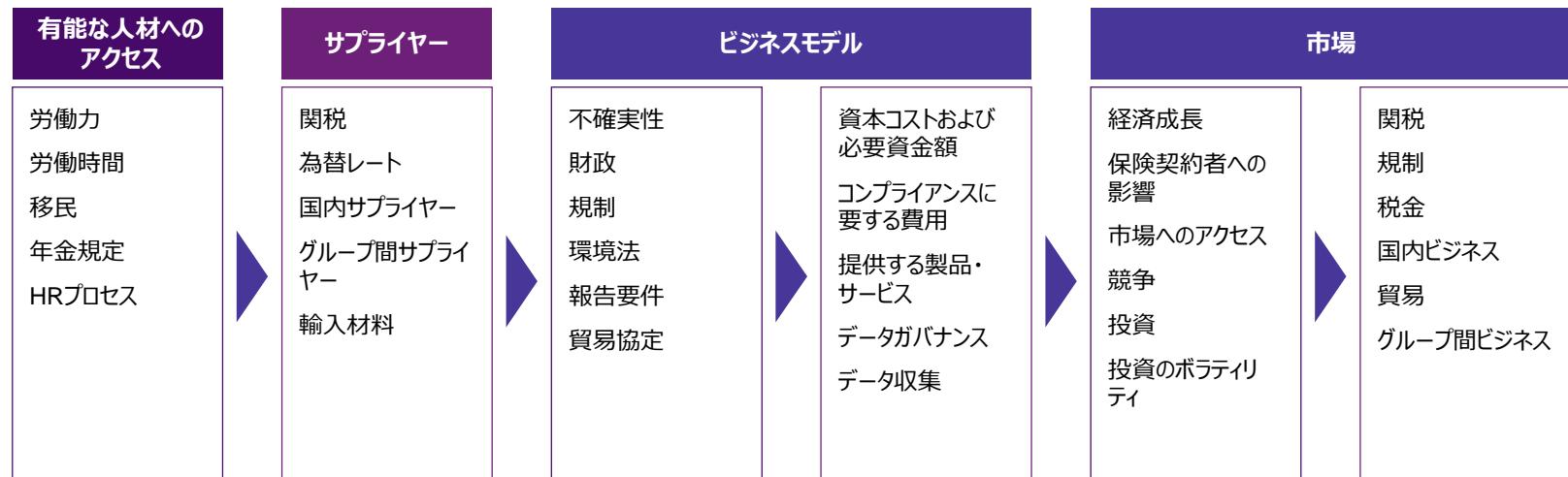
Brexitにより、英国に自由に出入りする権利は認められなくなるかもしれません。これは他のEU加盟国に居住または勤務する英國国民と英国に居住または勤務するEU加盟国の国民に影響を及ぼします。そのため、Brexitにより、希望する場所で引き続き居住または勤務するため該当する国の市民権の取得を求める人数が増える可能性があります。政府は英国への移民の数を減らす予定ですが、EUからの労働力なしでビジネスが機能するのかどうかについても検討を要します。このエリアについては一定の交渉がなされると予想されます。

... 法律・税金面の影響

法律・データ問題	税金に関する留意事項
<p>データ問題</p> <ul style="list-style-type: none">— 英国がEUと同じデータ保護規制の対象となっていない場合、クロスボーダーのデータ通信(個人情報等)に問題が生じます。 <p>法律問題</p> <ul style="list-style-type: none">— EU法のもとでの規制がEU離脱の原因の1つとみなされていますが、国民(企業を含む)は英国内ではEU法に依拠することができなくなる可能性があります。すべての法律問題に関する最終的な判断は英國最高裁判所に委ねられます。— クロスボーダー合併の契約の両当事者がEU加盟国の企業であることを、当事者国のいずれかが要求する場合、当該合併が困難になる可能性があります。— 適切な法的枠組みが存在しなくなることにより、保険ポートフォリオを英国外に移すことが困難になる可能性があります。 <p>契約に関する検討事項</p> <ul style="list-style-type: none">— Brexitの後、EU法廷における判決が適用されなくなり、英国政府に対してEU法のもとで認められた恩恵行使する法的根拠が無くなる可能性があります。— 企業は、EU法を参照しているすべての契約内容が適切に更新されているかを確認する必要があります。	<p>EU税金指令・措置を適用しない</p> <ul style="list-style-type: none">— 英国で適用が義務付けられていたEU税金指令を遵守する必要はなくなります(非課税クロスボーダー合併について規定した合併指令や、配当の非課税を認める親子会社間指令等)。国家補助(適切な競争、または基本的な自由を阻害する措置)を禁止するEUの法律が適用されなくなります(ただし離脱により英国は特定のセクターに有利な制度を導入することが可能になる可能性があります)。— EUが最近公表した反租税回避パッケージも該当なくなる可能性があります。 <p>VATに関する検討事項</p> <ul style="list-style-type: none">— 間接税制は、主にEU法およびECJの判例に基づいています。英国法とEU法の間で矛盾が生じた場合、今後は英国法が優先されることになります(EUよりも対象範囲の広い保険仲介サービスに対する英国のVAT免除等)。— 投資管理業務に対する免税措置はこれまで多くの訴訟の対象となっていましたが、Brexitにより英国はファンドのハブとしての魅力が維持できるように適用範囲を設定することが可能となります。一方、アウトソーシングに関するVAT免除については、HMRCの過去の見解に合わせてこれまでEUの判例に基づき認めてきたものよりも厳しいものにすることも可能です。英国は同法人内における支店間のクロスボーダーチャージに対するVATについて独自のアプローチをとり、税収を増やすために別の課税地判定ルール(課税場所を定めるための基礎となる供給地を決定するためのルール)を検討することが可能になります。 <p>組織再編に伴う費用</p> <ul style="list-style-type: none">— Brexitに伴う一般的な組織再編の一環としてビジネスの移動が必要となった場合、改革措置に対して税金が発生する可能性があります。EUで認められる軽減措置がある場合、それが利用可能なうちに再編の開始を検討する必要があるかもしれません。— その他にも従業員の移動、新しいオフィスの立ち上げといった費用が発生します(新会社には十分な事業実体とその運営に必要な能力を持った人材が必要になります)。 <p>取引に関する税規則を設定する自由</p> <ul style="list-style-type: none">— 英国間および英国・EU間の取引に同じ規則を適用することは義務付けられなくなる可能性があります(英国間の移転価格を撤廃することも可能)。 <p>国際的および英国内の租税制度の進展は変わらず</p> <ul style="list-style-type: none">— 多国籍グループに影響を及ぼすいくつかのOECDの租税措置があります(税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクトに基づくもの)。これらが英国の租税環境に及ぼす影響は、英国のEU加盟の有無にかかわらず変化はありません。— すべての英国内の規則の有効性は変わりません。 <p>関税</p> <ul style="list-style-type: none">— 金融サービスへの関連性は低いですが、関税に関するルールが定められるまでの間、英国が輸出入する物品の価格が上昇する可能性があります。

Brexitの経済的影響および検討事項

資本、規制、法律、税金面の影響に加え、より広範な経済的な影響についても検討する必要があります。



貴社のビジネスおよび顧客はどの程度ヨーロッパにベースを置いていますか？ Brexitはビジネスチャンスへのアクセスに影響を与えるですか？

EU域外の保険業界の規制はどのように変わる
と思いますか？ それを望みますか？ 既存の
EUの枠組みからどの程度恩恵を受けています
か？

欧州市場にどの程度依拠していますか？ 貴社
の顧客は？

直後の影響

国民投票後に英国で生じている影響は、保険セクターおよびその顧客にインパクトを与えています。EU離脱による不確実性がどれだけ早く解消されるかによって将来の結果は異なりますが、いずれにしても、無秩序な離脱は金融市場に長期的な混乱を招く恐れがあります。

為替相場

現在ポンドの価値は下落していますが、これは一時的なもので、スイスフランの場合と同様にすぐに回復する可能性があります。

インフレ

移民の減少とポンド安が、賃金面の圧力や輸入品価格の上昇につながり、CPIが0.5%から1.5%に上昇する可能性があります。

イングランド銀行の金利

インフレ圧力とポンド安の影響で、イングランド銀行の基準金利が中期的に最大1%引き上げられる可能性があります。

GDP

英国とEUの今後の関係が不透明であることから、投資活動や貿易を押し下げ、離脱後数年間のGDP成長率は平均で0.5%から1.5%低下する可能性があります。

国債格付

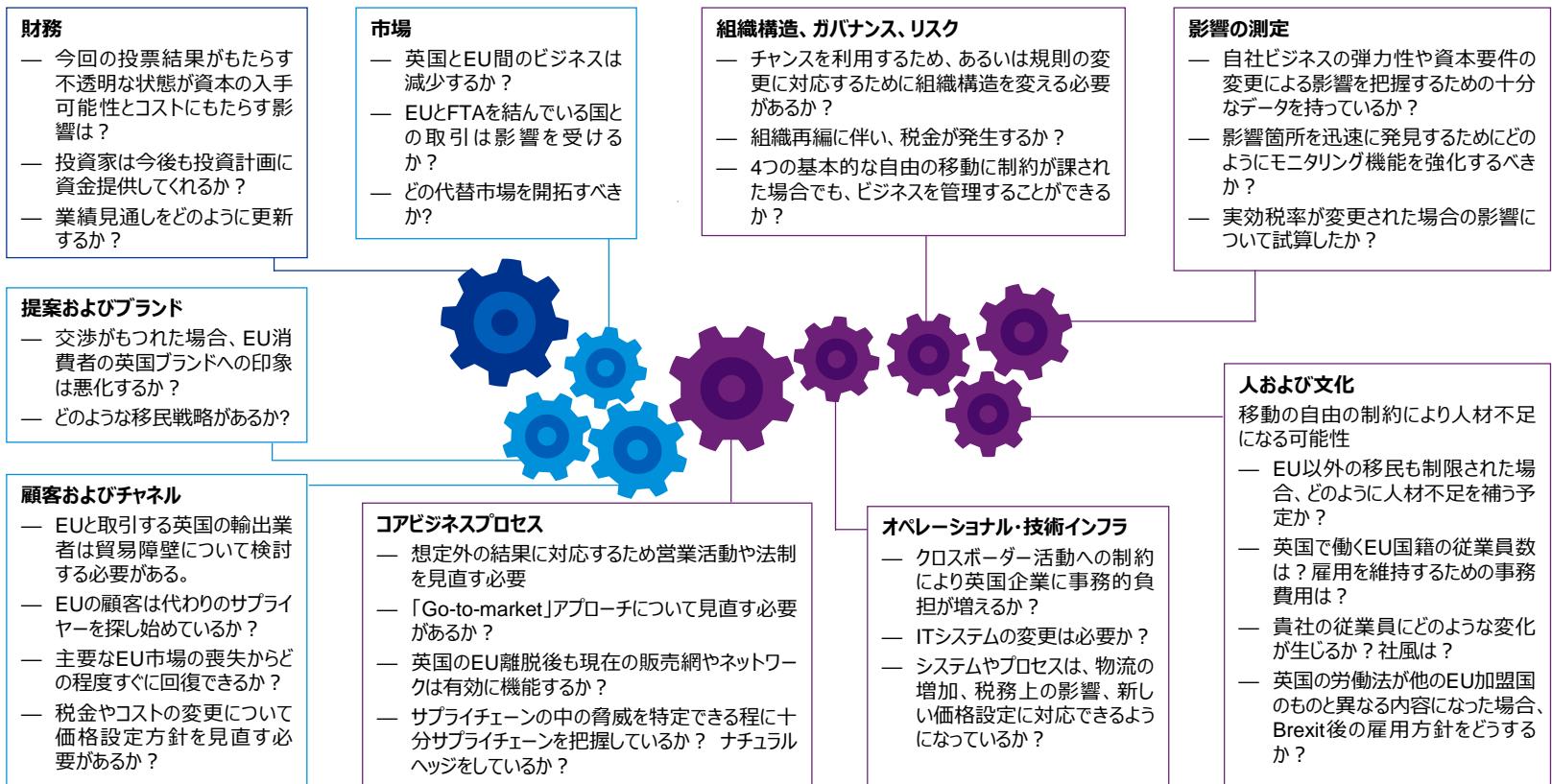
経済活動の低下と将来の成長率が不明であることから政府の財政赤字削減計画を脅かし、英国債の格付に圧力かかる可能性があります。

その他の経済的影响

他にも流動性、信用スプレッド、スコットランド、対内投資に影響が及ぶ可能性があります。

BREXIT: エクスポージャーの把握

今回の投票結果により生じる潜在的なリスクとチャンスについて検討する必要があります。エクスポージャーは会社によって異なりますが、下記のKPMGの「Nine Levers of Value」の枠組みには、ビジネスリーダーがEU離脱によるビジネスへの影響を検討する際に役立つ質問が含まれています。



Brexitチェックリスト

課題の順位付け

- リスクを把握する上で、どのような影響が想定され、そしてそれらどの程度の可能性がありそうかを把握することが重要です。企業は、自社にとって重要な規制や貿易協定を維持するため、政府に働きかける（直接または業界団体を通じて）準備を整える必要があります。

柔軟なモニタリング

- 状況は刻々と変化しており、その変化に遅れないようにすることは困難ですが重要です。

経済的な影響を受けるエリアは？

- 企業は自社のビジネスとサプライチェーンについて明確に理解しておくことが必要です。これはBrexitのみでなく将来の政治経済の変化による影響を理解するうえで重要です。対社内で留意すべき点は、オペレーション、労働力および資金調達等で、対社外は、国内外のサプライヤー、競合他社および顧客等です。

規制・貿易に関連して影響を受けるエリアは？

- 企業は自社ビジネスに影響を与えるEUの貿易協定や規制を明確に理解しておくことが重要です。またそれらがどのように変更されるか、そして変更になった場合のリスクやチャンスについても理解しておく必要があります。

影響の数値化

- さまざまなシナリオのもとでどのような変化が起こりうるのかを把握する。今回の投票結果が英国経済、貿易コスト、金融市場、規制、労働力、長期的な欧州市場に及ぼす影響について検討する。

優先順位付け

- 影響の大きさと影響を受けるエリアを勘案して対応すべきリスクと機会に優先順位を付ける。

計画

- もし政治的討論への働き掛けや、公式声明を通じて企業が影響を及ぼすことができるのであれば、その費用対効果（企業のリピュテーションリスク含め）を検討する必要があります。避けることのできないネガティブな影響を軽減する戦略を検討しておくのと同時に、そこから生まれるチャンスを活かすことも重要で、そして必要に応じて新しい環境に順応することが重要です。

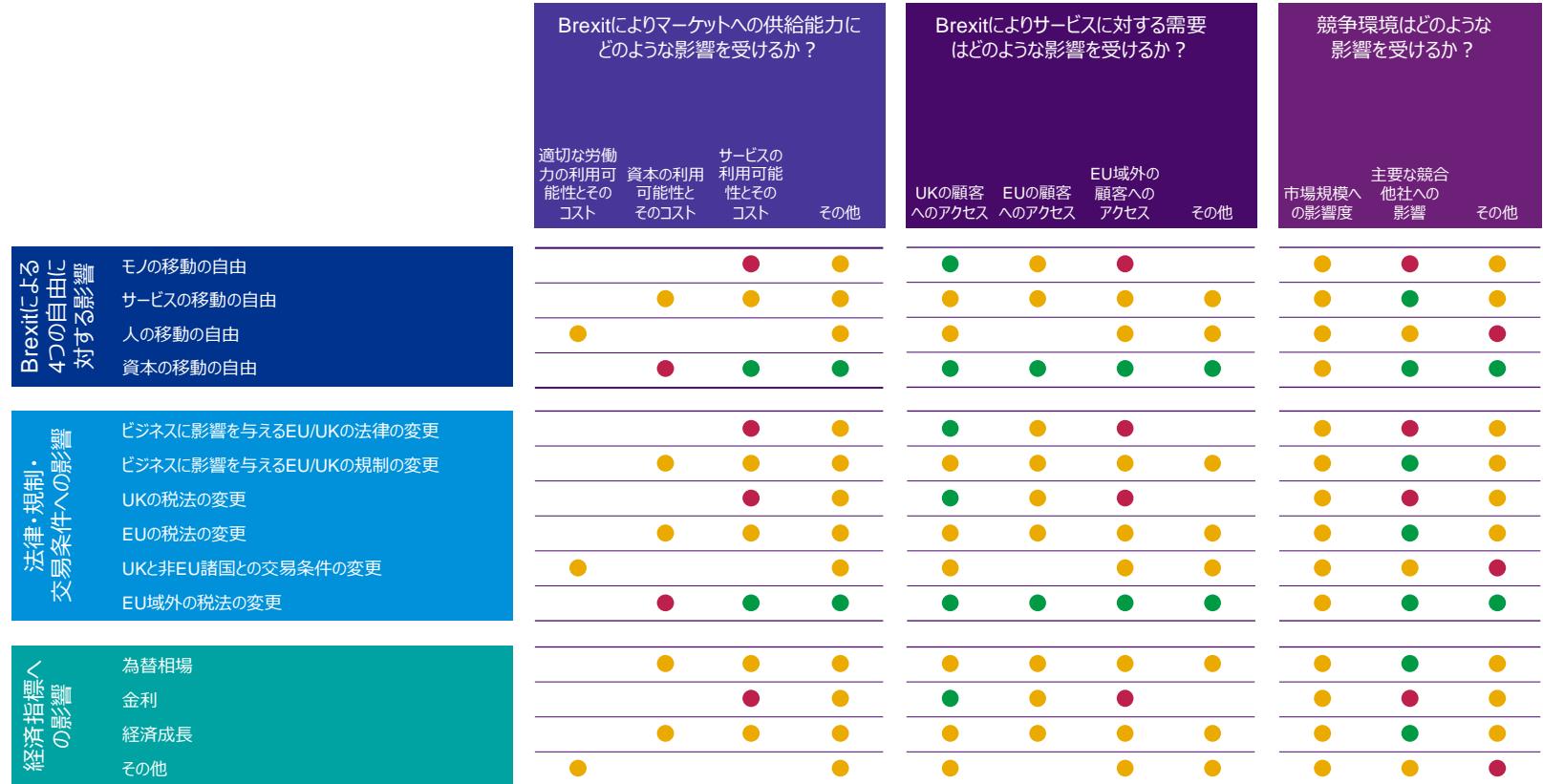
影響の評価 – 要素の検討

次ページの影響評価のフレームワークは、スコットランドの独立に関する住民投票の際のリスク評価の先例とBrexitに関して想定されるリスク評価を基に作成しています。2つの軸を用いてBrexitがビジネスに及ぼす影響を評価するフレームワークで、1つ目の軸はBrexitの影響が及ぶ可能性のある企業の経営環境を構成する要素で、以下のカテゴリーに分類しています。

- EUの4つの自由 – 単一市場がEUと英国におけるビジネスの運営方法に及ぼす影響
- 改正される可能性のある膨大な法規制（英国とEU域外の国との間の交易条件を含む）
- 経済への直接・間接的な影響

2つ目の軸は、これらの変化により影響を受ける可能性のある企業の事業環境の構成要素（供給、需要、競争）です。こうした要素を使ってBrexitを評価する枠組みを表現することで、企業の業績を決める重要な要素を捉え、また全体像を把握することができます。

影響度の調査 – リスクエリアの特定





Appendix 1

Further information on possible regulatory changes



欧州の法令: 保険規制

EU指令	説明	関連する規則およびガイドライン	Brexit後の英国の立場
ソルベンシーII指令 (2009/138)	2016年1月1日にソルベンシーIIは発効し、既存の13の保険関連の指令が廃止されました。現在は、ソルベンシーIIと関連する規則、ガイドラインが健全性規制の枠組みについて規定しています。	<ul style="list-style-type: none"> 委員会委任規則 2015/35 16の適用に関する技術的基準 29のEIOPAガイドラインペーパー 外部監査の役割に関するEIOPA ノート 	<ul style="list-style-type: none"> 英国の健全性監督制度は引き続きソルベンシーIIに沿ったものになるとみられます。 英国（その頃には第三国となっている）は不利益を最小化するよう、同等性の判定を得て、欧州内の同業他社と同等の取組みを実施する必要があります。 対英・対EUのパスポート権は認められなくなるでしょう。
保険販売指令 (IDD) (2016/97)	IDDは保険仲介業務指令 (IMD) (2002/92) を差し替えるものとして2016年2月23日に発効し、それに伴いIMDは2018年2月23日に廃止されます。この指令には、販売前商品情報書類(PID)の作成要件やホーム・ホスト国間の責任の明確化、また保険会社と仲介業者を対象とする適用範囲の拡大が盛り込まれています。	<ul style="list-style-type: none"> EIOPA商品監視・ガバナンスガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> IMDが英国法に置き換えられたとき、保険会社も対象に加えられ、いくつかの要件も個人向け金融商品販売改革 (RDR) の一部として盛り込まれました。そのため、英国はEU離脱後もこれらの要件に従うものと見られます。
パッケージ型個人向け保険ベース投資商品 (PRIIP) (規則 1286/2014)	PRIIP規則は貯蓄型商品にのみ適用されます。他の商品（生命保険および損害保険）は上述のIDDの対象になります。当規則の適用日は2016年12月31日です。	<ul style="list-style-type: none"> 2015年11月、3つの欧州監督当局による共同委員会が販売前の主要情報説明書 (KID) の作成要件に関するコンサルテーション・ペーパーを公表しました。規制の技術的基準 (RTS) 草案は3月31日までに委員会に提出される予定です。 	<ul style="list-style-type: none"> FCAは消費者の公平な取扱い(有用な情報の開示を含む)に重点を置いています。最近FCAが課した罰金額をみると、規則に記載された以上に厳格な対応がとられています。 この理念に基づき、PRIIPの基本原則は今後も踏襲されると考えられます（ただし、EU離脱に伴いRTSの細かい内容については一部廃止される可能性があります）。
自動車保険指令 (MID) (2009/103)	MIDはすべての自動車について第三者強制賠償責任保険に加入することを義務付けると共に、国境での保険の有無をチェックする必要性をなくすことでEU域内での車両の自由な移動を可能にしています。また対物・対人損害の補償金額の下限を設定しています。		<ul style="list-style-type: none"> 英国はEU内の車両の移動の自由と、EU国籍のドライバーが関与する事故に遭遇した場合にMIDが保険契約者に認めている追加的な保護の維持を希望するものとみられます。

関連する検討事項

EU指令	説明	関連する規則およびガイドライン	Brexit後の英国の立場
金融コングロマリット指 令 (FiCoD) (2002/87)	FiCoDは業界特有の要件を規定しており、銀行・投資セクターと保険セクターの両方で相当な規模の業務を行っている一定の規模以上のグループに適用されます。CRD IVとソルベンシーIIが適用された後、この指令の補則として、2014年にコングロマリットのソルベンシー計算を明確にする新しい RTS が定めされました。	— 委員会委任規則 342/2014	— 英国の健全性監督制度は金融コングロマリット監督制度を適用するとみられます。英国は保険業と銀行業のいずれにおいても相当規模の業務を行っている監督対象となるグループのグループ・スーパーバイザーとなっています。
ジブラルタル	英国の自動車保険の約25%は、ジブラルタルで登録・規制されている保険会社を通じて引受けられています。ジブラルタルはEUに属する英国の唯一の海外領土で、英国の属領として分類されているため、英国がEUを離脱することになった場合、離脱交渉の際に特別な条件として残留が合意されない限り、ジブラルタルも必然的にEUを離脱することになります。		— 不明



Appendix 2

Further detail on possible options for the UK post – Brexit



潜在的シナリオのサマリー

Brexitの手続

里斯ボン条約50条は、加盟国がEUを離脱する際の正式な方法を設定したものですが、これまで実際に適用されたことはありません。

EUからの離脱を希望する加盟国は欧州理事会にその意図を通告する必要があります。その後、欧州議会の同意を得て、特定多数決により議決する理事会を通じて当該加盟国とその他のEU加盟国との間で交渉が行われます。脱退協定が締結されて発効した場合、その他のすべての協定は離脱を希望する加盟国には適用されなくなります。交渉が2年間で終わらなかつた場合、加盟国が全会一致で交渉期間の延長に同意しない限り、すべての協定が適用されなくなります。

英国のEU離脱が決定した場合、50条に規定された内容がEUから離脱する際の正式な方法となります。しかし、英国には単にEU法に準拠するのを止めるという選択肢もあります。この場合、英国は他のEU加盟国によりEUから強制的に脱退させられ、その処分は不特定期間にわたり課せられることになります。

Brexitの潜在的なシナリオ

英国にとってBrexitが具体的にどのようなものとなるかは現時点では定かではありません。現実的にどのようなことが起こるかを示唆するものはいろいろありますが、この先2年間（あるいはさらに長い期間）は不透明な時期が続き、その間に離脱後の関係を決める交渉が行われます。

離脱がどのような形式で行われるか断定するのは困難ですが、可能性の高いものとして5つの選択肢が挙げられています。EEAへは自動的に加盟できるわけではなく、英国はまずEFTA（EU加盟時に脱退）に加盟を申請する必要があります。

- 英国はEUを離脱するがEEAには残留（「ノルウェーオプション」）
- 英国はEUとEEAから離脱し、設立の自由とサービスを提供する自由に関して二国間協定を締結する（「スイスオプション」）
- 英国はEUとEEAから離脱し、EUと関税同盟を締結する（「トルコオプション」）
- 英国はEUとEEAから離脱し、世界貿易機関の独立加盟国になる（「WTOオプション」）
- 英国はEUとEEAから離脱し、新しい自由貿易領域について交渉する（「英国オプション」）

潜在的シナリオのサマリー（続き）

ノルウェーオプション

ノルウェーは現在EEAの加盟国です。EEAのメンバーとして、ノルウェーは単一市場のメンバーであり、物品、サービス、労働力、資本の4つの自由へのアクセスが認められています。ノルウェーは整合した単一市場規則を適用しているため、関税は免除され、非関税障壁も限定されてはいますが、通関手続や原産地規則への準拠により追加的な取引費用が生じています。ただし、ノルウェーはEU関税同盟には参加していないため、EUの非加盟国と個別に自由貿易協定を交渉することが可能です。

ノルウェーはEU予算への拠出金を負担しています。ただし負担額は軽減されており、2011年のEU予算への拠出金は英国が国民1人当たり128ポンドであったのに対し、ノルウェーは1人当たり106ポンド相当でした¹。

EU規則への準拠が求められる一方で、ノルウェーはEU規則の意思決定に関与することはできず、ブリュッセルとはいわゆる「Fax外交」を行っています。

スイスオプション

スイスは欧州自由貿易連合（EFTA）の加盟国ですがEEAには加盟していません。そのため、EUとの関係は約120もの二国間協定によって規定されています²。1972年自由貿易協定（FTA）と、主に1999年と2004年に交渉されたさまざまな二国間協定に基づき、スイスの輸出業者は関税を課されることなくEU市場へのアクセスが認められています。これらの取り決めには貿易の技術的障害の軽減、労働力の移動（シェンゲン圏への参加を含む）、ホライズン2020といったEUの研究プログラムへのアクセスも含まれていますが、サービス（金融サービスを含む）へのアクセスが含まれていません。

スイスはEU域外の国と独自の貿易協定を交渉する権利を保有しており、2012年のCivitasレポートによると、スイスの取引相手国でEUと協定を結んでいない国のGDP総額は11.7兆ポンドに上ります³。またスイスの協定はEUと比較しより包括的な内容で、より良い市場を切り開いたと記されています⁴。

ノルウェーと同様に、スイスもEU予算に対して軽減されたレートで拠出金を負担しており、近年は国民1人当たり53ポンド相当を支払っています⁵。またEUの環境、競争、社会的、雇用規則についても、これらを盛り込んだ二国間協定を新たに締結しない限り、適用されることはありません。

スイスのEUとの関係については、EUにおける変化を反映するため定期的に再交渉しなければなりません。スイスはEU規則の策定に対する影響力がほとんどないため、新しい貿易障壁が設定されてしまう可能性があります。さらにEUではスイスとの取り決めに対する不満が募っており⁶、例えば、スイスがEUからの移住に人数制限を課していることについて異議を唱えています⁷。

潜在的シナリオのサマリー（続き）

トルコオプション

トルコはEUの加盟候補国で、関税同盟の加盟国です。トルコの場合、工業製品、農産加工品は対象ですが、未加工農産品は含まれていません⁸。独自の規則（金融サービスに関する規則等）を設定することはできますが、EUへの輸出品のみでなく国内市場で販売される物品についてもEU技術基準や製品規則に準拠する必要があります。トルコは競争および国家補助に関するEU規則も採用しなければなりません。

製品規則への準拠が求められる一方で、トルコにはその規則に対する正式な影響力を有しておらず、一般的に欧州統合の運営に対する影響力もありません。さらにトルコはサービス（金融サービスを含む）や労働力の移動に関する協定を結んでいません⁹。またトルコは資本に関して単一市場へのアクセスは認められていません（ただし近年ではEUから多額の外国直接投資（FDI）を獲得しています）¹⁰。

トルコは関税と原産地規則に関しては、EU規定を採用することが義務付けられています。またEUが署名した自由貿易協定（FTA）についても自動的に交渉に含まれているわけではありませんが、採用することが求められています。その結果、特定の国からの輸入に関しては関税を課すことはできない反面、同条件での輸出は認められないという状況が生じています。EUと同条件で貿易を行うためには、該当する第三国と個別に交渉する必要がありましたが、その長期に及ぶプロセスを経て合意を得られたとしてもトルコの輸出業者にはEUの輸出業者よりも不利な条件しか認められない可能性があります¹¹。

WTOオプション

英国のEU離脱が決まり、貿易協定に合意することができなかった場合、英国との貿易に適用されるすべての規則はWTOの加盟国によって決定されます。これが「最悪のシナリオ」と言われています。WTO規則に基づき、EUは英国からの輸出に対し最惠国（MFN）待遇の関税を課すことになります。この場合、英国からEUへの輸出品の90%に対して「相当な関税」が課せられると英國産業連盟（CBI）は考えています¹²。

サービスに関しては、英国はWTOのサービスの貿易に関する一般協定（GATS）の枠組みに従うことになります。ただし、海外サプライヤーを対象とする多くの非関税障壁が存在するため、英国の輸出業者のアクセスは単一市場の場合に比べてかなり限定されます。

英国は今後も欧州との間の資本の移動の自由は認められるかもしれません¹³、EUとの間の労働力の移動の自由に関しては自動的には認められなくなる可能性があります。移民およびビザに関する規則が英国政府により独自に決定される一方で、英国は今後EUの環境規則や雇用規則の対象にはなりません。またEU予算への拠出も求められません。英国は独自のFTAを締結することができるようになりますが、現在EUと第三国との間で締結されているFTAへのアクセスは、別途交渉により合意されない限り、認められなくなる恐れがあります¹⁴。

潜在的シナリオのサマリー（続き）

英国オプション

英国には、「既存」パッケージの代わりに、物品とサービスの取引を網羅した包括的FTAをEUと締結するという選択肢もあります。このシナリオでは、英国は規模や特別な目的に応じた協定（例えば金融サービスに関しては非関税障壁の撤廃を求める）を交渉することが可能になり、その結果、長期的には英国にとって望ましい状況を作り出せる可能性もあります。

ただし現実的には英国がこの「ベストシナリオ」を達成することは難しいかもしれません。オープンヨーロッパが行ったBrexitに関する交渉のシミュレーションが示しているように、EUのサービス市場開放の遅れやフランスとドイツによるパリとフランクフルトに金融サービスを誘致しようとする動きを考慮すると、サービス取引（特に金融サービス）の領域に関しては交渉がうまくいかないリスクがあります¹⁵。

いずれの協定も英国の輸出業者に追加費用が発生する可能性があり、例えば反ダンピング法、原産地規則、関税書類の増加などが挙げられます。さらに、英国は物品・サービス貿易に関するEU規則の策定への関与が限られるようになりますが、EUへの輸出においてはこれらの規則に従わなければなりません。ただし、英国は環境や労働方針といったその他の規則に関しては、より柔軟に対応することが可能となります。ETSへの加盟や労働力の移動を含むその他の分野についても別途二国間協定を締結することができるかもしれません。

交渉の結果はすべて英国とEUがどの程度協調姿勢を取れるか次第です。英国はEUから見て物品にとって重要な巨大市場であることから、一定の交渉力を有していると言えますが、欧州の緊縮財政に対するドイツの対応のように、EU内の大国が強硬姿勢をとるという可能性があります。

さらに、英国離脱後の欧州が従来と比較し保護貿易主義の姿勢を強める可能性もあります¹⁶。また米国とEU間で行われている大西洋横断貿易投資パートナーシップ協定（TTIP）の交渉にみられるように、EUの特定の項目が交渉の妨げになる可能性も考えられます¹⁷。FTAが最終合意に達するまで、EUから離脱した英国はWTO規則に逆戻りしてしまう可能性があります。

Footnotes

1. House of Commons Library – “Leaving the EU: Research Paper 13/42”, 1 July 2013
2. Tobler, Hardenbol and Mellor, 2010, “Internal market beyond the EU: EEA and Switzerland”, European Parliament DG for Internal Policies
3. M. Burrage, Civitas – “Where’s the insider advantage? A comparative study of UK exports to EU and non-EU nations between 1960 and 2012”, May 2014
4. M. Burrage, Civitas – “Where’s the insider advantage? A comparative study of UK exports to EU and non-EU nations between 1960 and 2012”, May 2014
5. House of Commons Library – “Leaving the EU: Research Paper 13/42”, 1 July 2013
6. The Economist – “Making the break: How Britain could fall out of the European Union, and what it would mean”, 8 December 2012
7. The Telegraph – “If EU migration is the problem, Switzerland and Norway are not the answer”, 27 October 2014
8. openeurope – “Trading places: Is EU membership still the best option for UK trade”, June 2012
9. openeurope – “Trading places: Is EU membership still the best option for UK trade”, June 2012
10. CBI – “Our Global Future”, 2013
11. openeurope – “Trading places: Is EU membership still the best option for UK trade”, June 2012
12. CBI – “Our global future”, 2013
13. CBI – “Our global future”, 2013
14. House of Commons Library – “Leaving the EU: Research Paper 13/42”, 1 July 2013
15. openeurope – “Gaming Europe’s future: Simulating the negotiations that could determine Britain’s place in Europe”, 2013
16. openeurope – “Gaming Europe’s future: Simulating the negotiations that could determine Britain’s place in Europe”, 2013
17. The Economist – “Opening shots: Trade negotiations between America and the European Union will not be smooth”, 6 July 2013



Thank you





KPMG aims to provide unbiased, non-political information on the EU referendum. KPMG is not a registered campaigner in relation to the referendum and we do not express a view of preference either for or against leaving the EU.

The items set out in this document in all respects do not represent a proposal. Any ensuing proposal will be subject to negotiation, agreement and signing of a specific contract between you and KPMG LLP.

Any proposal based upon this document will be issued separately and subject to the satisfactory completion of KPMG's customary evaluation of prospective clients and engagements, including completion of KPMG's customary independence and conflict checking procedures for SEC-listed Audit Clients.

In the event that these procedures lead KPMG to decline an engagement, KPMG reserves the right to withdraw the content of this document without prejudice.

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG LLP, a UK limited liability partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity.

All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.